

木梨陸恒・高恒連署書狀

(備後)

今度对此方無御別心御入魂事候間、尾道、三原之内御望以在所申合事候

- 一 式貫文 辰房屋敷
- 一 式貫文 道散屋敷
- 一 式貫文 細屋敷
- 一 式貫文 龜河弥太郎屋敷
- 一 壹貫文 長尾彦太郎屋敷
- 一 壹貫文 鞆屋屋敷
- 一 壹貫文 龜河太郎四郎屋敷
- 一 參百文 龜河孫四郎屋敷
- 一 棟百文 伊与屋屋敷

以上引合參屋敷分進之候

但、此内於出入有蒙仰又可申入候。是ハ御方此方無御等閑智音可申問之儀候。尚々委細田与可被申候。恐々謹言

大永六丙戌 (一五二六)

霜月朔日

(十一月二日)

陸恒 書判

高恒 書判

高須中務大夫殿 御宿所 (元胤)